

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について(平成22年9月3日公表)

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
109	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	関係省庁等	継続的に実施します。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施				
153	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	平成22年度中に結論を得ます。	【今後の方針】 平成22年度前半に検討すべき課題を抽出、後半に海外事例の収集等を行い、総合的な検討の結論を得る。 消費者委員会からいただいた意見：工程の第一段階として、問題点を明らかにし方向性を出すべく、研究会での検討を進めていただきたい。				
168	OECD消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	消費者庁 外務省 関係省庁等	継続的に実施します。	OECD 会合	OECD 会合	OECD 会合	OECD 会合	引き続き参加
				【22年度の主な活動】 電子商取引、製品安全等についての研究・OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討への積極的参画 討論・情報交換を行う。				
169	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	【22年度の主な活動】 消費者当局間による政策協議及びオープン フォーラムを開催して対話の促進を図る。 日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化				
170	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	【22年度の主な活動】 「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防 止月間」プロジェクトへの参加を行う。 ・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化 ・関係国執行機関間での情報共有(「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化)				

○施策番号158の工程（予定）

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
158	青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。	内閣府	継続的に実施します。	<p>基本計画に盛り込まれた施策について、関係省庁等と連携して実施するとともに、子ども・若者育成支援推進本部において、1年間に1度、施策の取組状況について、フォローアップを実施する。</p>	<p>有識者検討会において、青少年インターネット環境整備法の施行状況等に係る検討を実施し、同検討を踏まえて、必要な措置についての基本的な方針を決定する。</p> <p>左記基本的な方針を踏まえ、必要な措置を決定するため、検討を実施する。</p>	<p>フォローアップ結果等を踏まえ、基本計画の見直しなど必要な措置を講じつつ、基本計画に盛り込まれた施策について、関係省庁等と連携して実施。</p>		